

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第5、議案第39号 松崎町過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第39号 松崎町過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（企画観光課長 深澤準弥君 提案理由説明）

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（高柳孝博君） この特例によって該当する500万円に下げられたんで増えると思うんですが件数的には。該当する件数っていうのが、それと金額的にどのようなのか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○企画観光課長（深澤準弥君） 前回の過疎法するときにも全く申し入れがないものでした。半島振興の関係のそういった特例も実は賀茂南部はあったんですけども、今まで松崎町では相談も一件もないのが現状でして、今言った見込みというか金額ももうちょっと今のところだとなんとも見込めないような状況でございます。

○3番（小林克己君） この法令は、これから例えば新規に新しく起業する方達にも適用されるっていう考え方でよろしいでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 特別措置法は4月1日から適用という形になりますので、新しい方々も、それ以降対象になります。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑が無いようでありますので質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺文彦君) 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(渡辺文彦君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(渡辺文彦君) 反対討論なしと認めます。 これをもって討論を終了します。

これより、議案第39号 松崎町過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(渡辺文彦君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---